



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2023年1月10日

No.IDA_021

2022年改正競争法案

執筆者：弁護士 丹生谷 美穂／外国法事務弁護士（インド法）アシッシ・ジェジュルカール

概要

2002年に制定された競争法（The Competition Act, 2002）について、2022年8月5日、インド政府は競争法の運用および解釈を大幅に変更する、2022年改正競争法案（以下、「本改正法案」）を提出しました。その主な内容として、企業結合規制に関する改正と競争行動に関する改正があります。本改正法案について解説します。

インドでは2002年に競争法（The Competition Act, 2002：以下、「競争法」）が制定されましたが、インド政府は、2022年8月5日、競争法の運用および解釈の方法を大幅に変更する2022年改正競争法案（The Competition (Amendment) Act, 2022：以下、「本改正法案」）を提出しました。政府は本改正法案の趣旨説明書の中で、過去10年間におけるインド市場の著しい成長と事業手法のパラダイムシフトにより、競争法の改正が必要となった、と述べています。

なお、本改正法案は、2019年にインド政府によって任命された委員会による競争法改正の勧告に基づいています。

本改正法案の主な内容としては、企業結合規制に関する改正と、競争行動に関する改正があります。

（A）企業結合規制に関する改正

取引価額基準値の導入

現在の競争法の下での企業結合に関する基準は、取引当事者の資産および売上高がベースとなっています。しかし、この制度の下では、一定の取引は、市場（特にデジタル経済）における競争に影響を及ぼしうるにも関わらず、資産および売上高が基準に抵触せず、精査や監視を回避してきました。そこで、このような状況を是正することを目的として、本改正法案では取引価額をベースとした基準値が導入されました。「取引価額」ベースの基準値においては、グローバル取引価額が200億インドルピー（または約2億5200万米ドル）を超える買収または合併は、いずれかの当事者がイ

インドで実質的な事業活動を行っている場合には、インド競争委員会（Competition Commission of India：以下、「CCI」）の許可が必要となります。

ただ、本改正法案には、いくつか曖昧な部分があります。

(i) 「インドにおける実質的な事業活動」は本改正法案では定義されておらず、解釈上の曖昧さが残ります。

(ii) 届出目的において「取引価額」がどのように計算されるか、それが繰延価額を含むかどうかは明確にされていません。

(iii) 取引価額基準値がデジタル市場取引のみに適用されるのか、またはすべての取引に対して一般的に適用されるのかは明確にされていません。したがって、（基準値を超える）すべての市場取引について、届出を要することとなります。CCI への届出は、競争法上のガン・ジャンピングや取引の不届出に対して示唆される法外な罰金を考慮すると、負担をさらに増やすことにつながると言えます。

審査の迅速化

本改正法案は、審査期間を従来の 210 日間から 150 日間に短縮する（30 日間の延長が可能）ことを提案しています。また、本改正法案は、CCI が企業結合について一応の見解を示すための期間を、既存の 30 日間から 20 日間に、大幅に短縮することも提案しています。この提案は、CCI との届出前協議を増やすことにつながる可能性が高く、当事者は今後、届出が無効となるリスクを回避するために、届出を可能な限り包括的なものにする必要があります。

待機義務要件の緩和

本改正法案は、公開買付ならびに規制対象証券取引所での株式または証券の買付について、

1. 当該買付の届出が、CCI の公表した規則に従って、CCI に提出されること。
2. 取得者が、CCI が当該取得を許可するまで、当該株式または転換証券にかかる所有権または受益権（議決権、配当等の受領を含む）を行使しないこと（ただし、CCI の公表した規則に従う場合を除く）。

を満たす場合には、CCI の許可前に実施可能とすることを提案しています。

「支配」の定義

本改正法案は、競争法上の「支配」の定義を、「他の企業またはグループの経営、業務または戦略的商業的意思決定に対して、いかなる方法であれ、重大な影響力を行使する能力」を含むものとししました。

すなわち、もともと競争法では、「支配」は「(i) 一または複数の企業が、他の企業またはグループに対して、共同または単独で、業務または経営を支配すること、(ii) 一または複数のグループが、他のグループまたは企業に対して、共同または単独で、業務または経営を支配すること」と定義され、その質的テストは規定されていません。しかし、CCI は命令において、競争法の目的上、他の企業に対して「重大な影響力」を行使する能力を有していることが、「支配」を構成するとの見解を示していました（UltraTech Cement Limited/Jaiprakash Associates Limited における 2015 年 4 月 10 日付命令など）。本改正法案は、これに沿ったものです。

(B) 競争行動に関する改正

「和解」および「確約」の導入

本改正法案は、事業者が、競争法第3条(4)に基づく反競争的垂直的協定または第4条に基づく支配的地位の濫用に関する調査を、和解により解決すること、またはCCIに確約することを可能としています。和解は、CCIの事務局長(以下、「事務局長」)の調査報告を受領後、CCIが最終命令を可決する前であれば、いつでも事業者は和解の申請が可能とされます。また、確約については、CCIの調査開始後、事務局長の報告書を受領する前であれば、いつでも事業者は確約を申し出ることができます。

CCIは、申し立てられた違反行為または確約の有効性の性質、重大性および影響を考慮した上で、和解または確約を受諾することができます。ただし、CCIは、和解または確約の申請の検討にあたって、当該事業者、事務局長、および必要な場合には第三者に異議や提案の機会を付与することを要します。なお、和解および確約に関するCCIの決定については、全国会社法不服審判所(National Company Law Appellate Tribunal (NCLAT) : 以下、「不服審判所」)への上訴は認められません。

反競争的協定の拡大

現在、競争法第3条(3)は、同一または類似の商品の取引または役務の提供を行う企業間の反競争的協定のうち、購入または販売価格を決定し、生産、供給、市場等を制限または支配するものを禁止しています。本改正法案は、これを拡大し、「積極的参加者」を、これが他の当事者の競合相手か否かに関わらず、かかる反競争的協定に含めています。これは、「ハブ・アンド・スポーク型」のカルテル(ハブ(オリジネーターまたはファシリテーター)がスポーク(競合企業)と通信し、競合他社間で情報を共有する)を対象範囲に含める目的を有しています。

「関連製品市場」の定義

CCIは、「関連製品市場」および「関連する地理的市場」で構成される「関連市場」の枠組みの中で競争評価を行います。本改正法案は、この「関連製品市場」の定義において、「消費者側の代替可能性」に加えて「供給側の代替可能性」を含めています。これにより、「供給者が、相対価格の小額かつ恒久的な変動に対応して、大幅な追加的費用またはリスクを負うことなく、短期的に当該製品またはサービス間で生産を切り替えて販売することが容易であるため、その生産または供給が交換可能または代替可能であるとみなす」すべての製品またはサービスから成る市場が含まれることとなります。

執筆者

弁護士 [丹生谷 美穂](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: miho.niunoya@aplav.jp

外国法事務弁護士（インド法） [アシシ・ジェジュルカール](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: ashish.jeurkar@aplav.jp

当事務所のインドプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
Email: ipg_india@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。